

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書（４）
【根拠条文】	法第27条の25第1項及び第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	祝田法律事務所 弁護士 川村一博
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階
【報告義務発生日】	令和3年12月20日
【提出日】	令和3年12月27日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したこと 株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	片倉工業株式会社
証券コード	3001
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所市場第一部

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(ケイマン諸島法人)
氏名又は名称	オアシス マネジメント カンパニー リミテッド (Oasis Management Company Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービイズ・リミテッド
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成23年6月16日
代表者氏名	フィリップ・メイヤー(Phillip, Meyer)
代表者役職	ジェネラル・カウンセル(General Counsel)
事業内容	顧客またはファンドの資産管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所 弁護士 川村一博
電話番号	03-5218-2084

(2)【保有目的】

ポートフォリオ投資

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			0
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 0
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （ $O+P+Q-R-S$ ）	T		0
保有潜在株券等の数 （ $A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N$ ）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和3年11月9日現在）	V 35,215,000
上記提出者の株券等保有割合（％） （ $T/(U+V) \times 100$ ）	0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	10.00

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
令和3年11月16日	株券	300,000	0.85	市場外	処分		借株 の返 還
令和3年11月16日	株券	300,000	0.85	市場外	取得		消費 貸借
令和3年12月9日	株券	100,000	0.28	市場外	取得		消費 貸借

令和3年12月16日	株券	100,000	0.28	市場外	処分		借株の返還
令和3年12月16日	株券	300,000	0.85	市場外	取得		2,270円
令和3年12月20日	株券	3,519,931	10.00	市場外	処分	株式会社鹿児島東インド会社	2,350円
令和3年12月20日	株券	270,000	0.77	市場外	取得		2,370円
令和3年12月20日	株券	570,000	1.62	市場外	処分		借株の返還

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、株式会社かたくら（以下「かたくら」といいます。）との間で、提出者が運営するファンドが所有する普通株式の全てについて、かたくらが2021年11月8日に開始した公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を同日付で締結した。

本応募契約においては、非公開化又は提出者がこれまで発行者に対して積極的に行ってきた提案と一致する内容の経営計画を持ち、発行者が将来にわたって持続的な成長を遂げることに有益な貢献を果たすと提出者が判断する第三者が、本公開買付価格（又は本公開買付けの開始日以降にかたくらが本公開買付価格をそれより高い価格に上方修正した場合はその価格）より大幅に高い価格で買い付ける提案を行う場合であって、本公開買付けに対して応募することが投資家に対して提出者が負っている受託者責任に反すると提出者が判断する場合には、提出者は応募義務に拘束されないとの合意（以下「本合意」という。）がされていた。

提出者は、2021年12月15日に株式会社鹿児島東インド会社（以下「鹿児島東インド会社」という。）から提出者が運営するファンドが所有する普通株式の全てを本公開買付けにおける買付価格に10%程度上乗せした価格で買い付けたい旨の申し入れを受けた。提出者は、鹿児島東インド会社への株式売却は本合意に従って行うものであり、本応募契約に違反することはないと考え、2021年12月20日に鹿児島東インド会社に対して3,519,931株を売却した。

Nomura (International) Hong Kongとの2021年4月1日付消費貸借により借り入れていた270,000株、BNP Paribasから2021年11月16日付消費貸借により借り入れていた200,000株及びUBS AGから2021年12月9日付消費貸借により借り入れていた100,000株は、2021年12月20日に返却した。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	0
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	0

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地